

令和6年1月26日

全国青果卸売協同組合連合会 物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

1. 基本的な考え方

- (1) 取引先から物流効率化の依頼を受けた場合は真摯に検討・協議します。
- (2) 特にドライバーの拘束時間が長い遠隔産地や手荷役の多い輸送の効率化に協力します。

2. 行動計画

項目	内容
①物流の改善提案と協力	取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善します。 また、取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案を行います。
②パレット等の活用	「青果物流通標準化ガイドライン」に基づき、パレット等を活用し、荷役時間等を削減します。また、レンタルパレット等を活用する場合には、本来の目的以外で使用せず、使用後は所有者等に適切に返却します。取引先や物流事業者からパレット等の活用について提案があった場合には、協議に応じ、積極的なパレット等の活用を検討します。
③物流システムや資機材の標準化	「青果物流通標準化ガイドライン」に基づき、物流に係るデータ・システムの仕様やパレットの規格等について標準化を推進します。 また、取引先や物流事業者からデータ・システムの仕様やパレットの規格等の標準化について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
④輸送・荷役作業等の安全の確保	台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。